

練馬区入札監視委員会設置要綱

平成 19 年 2 月 9 日
18 練総経第 1234 号

(目的)

第 1 条 練馬区（以下「区」という。）が行う入札および契約手続の公正性・透明性を確保するため、練馬区入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎの各号に掲げる事務を行い、必要と認めたときは意見の具申を行う。

- (1) 区が行う公共工事、業務委託その他の契約（以下「区の契約」という。）に係る入札および契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 区の契約に関し、制限付一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る当該指名の経緯および業者指定により随意契約を行った場合における当該指定の経緯に関する審議を行うこと。
- (3) 区の工事請負契約に関し、制限付一般競争入札、公募型指名競争入札における入札および契約に係る手続ならびに工事成績評定に対する利害関係者からの苦情申立てについて、区からの依頼に基づき調査検討し、その結果を報告すること。
- (4) 区が行う指名停止措置に係る利害関係者からの苦情申立てについて、区からの依頼に基づき調査検討し、その結果を報告すること。
- (5) その他、区が行う入札および契約手続の公正性・透明性を確保するために必要な事項

(委員の構成等)

第 3 条 委員会は、入札契約制度または工事施工技術全般に関して学識経験または専門知識を有するもののうちから区長が委嘱する 3 名の委員で構成する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第 4 条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、あらかじめ書面により、審議の日時、場所および調査検討する内容を委員に通知する。

(審議の議決)

第 7 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、審議を開き、議決することができ

ない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第2号および第3号に規定する事務に関しては、自己または3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(議事概要の作成および公表)

第9条 委員会は、議事概要を作成し、これを公表する。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部経理用地課で処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

付 則 (平成19年2月9日18練総経第1234号)

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

付 則 (平成22年8月2日22練総経第334号)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。